

戸開走行保護装置等に係るマーク表示制度の運用について

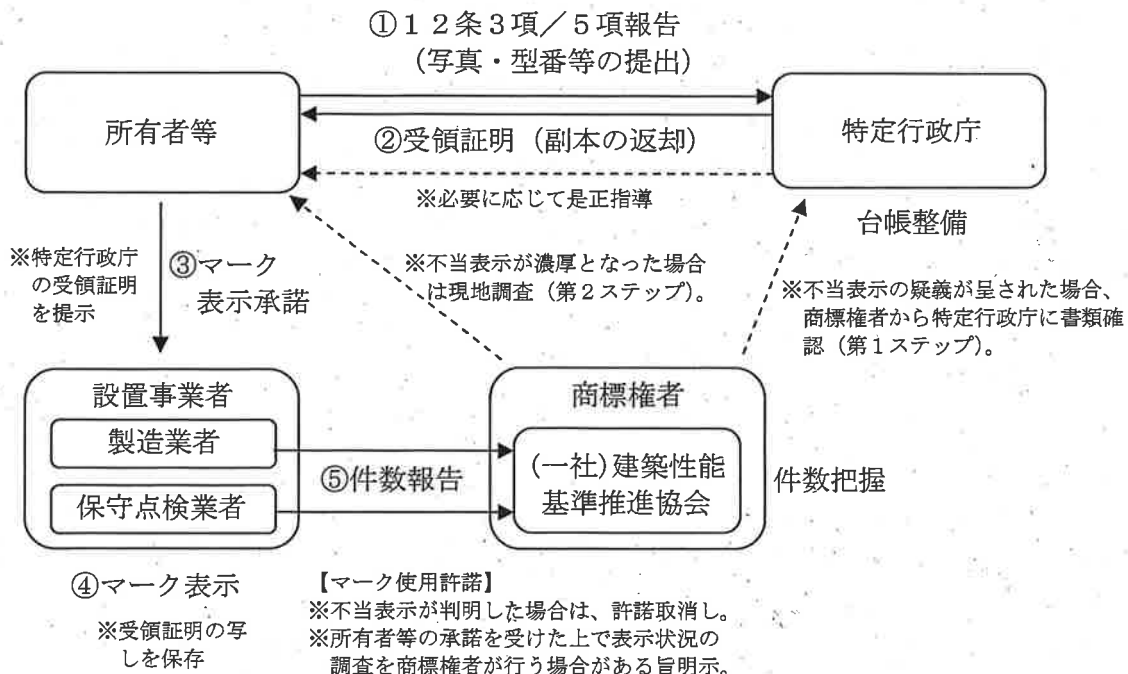
1. マーク表示制度の創設

平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては、戸開走行保護装置及びP波感知型地震時管制運転装置（以下「戸開走行保護装置等」という。）の設置を義務付けています。一方、それ以外の既設エレベーターについては、設置義務の対象ではありませんが、エレベーターの安全性確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置を促進する必要があるところです。

そのため、エレベーターに戸開走行保護装置等が設置されていることを当該エレベーターの利用者等が容易に把握できるよう、戸開走行保護装置、P波感知型地震時管制運転装置について、それぞれ設置済みであることを示すマークをエレベーター内の見やすい場所に表示する任意の制度を創設することとしました。

2. マーク表示制度の運用方法

- ① 所有者等は、特定行政庁に対して戸開走行保護装置等を設置した旨の報告を行う。
- ② 特定行政庁は、所有者等に対して受理印を押した上で報告書の副本の返却等を行う。
- ③ 所有者等は、特定行政庁より返却された報告書の副本を保存するとともに、戸開走行保護装置等の設置事業者に対し特定行政庁の受領証明の写しを提示し、マーク表示を承諾する。
- ④ 設置事業者は、エレベーター内の見やすい場所にマーク表示する。
- ⑤ 設置事業者は、商標権者（一般社団法人建築性能基準推進協会を予定）に対しマーク表示を行った件数を定期的に報告する。



なお、不当表示の疑義が呈された場合は、商標権者が次の確認等を行う。

・ 第1ステップ（書類確認）

商標権者から特定行政庁に対して、行政手続き（法第12条第3項等の規定に基づく報告）がなされているかどうか問合せを行う。

・ 第2ステップ（現地調査）

第1ステップの結果、不当表示が濃厚となった場合は、商標権者において現地調査を行う。その上で、不当表示が判明した場合は、マーク使用許諾の取消し等の措置を講じる。

3. マーク表示制度の運用開始時期

平成24年6月頃よりマーク表示制度の運用を開始する予定（詳しくは商標権者のホームページ参照）。